

令和8年度
(2026年度)
事業計画書

(自2026年1月1日至2026年12月31日)

公益財団法人 J&C

【事業運営の基本方針】

公益財団法人J&C(以下、「当財団」とする)は、設立以来、開発途上国の若者を対象とした日本での職業訓練を通じ、次代を担う人材育成による国際貢献を理念に掲げてきました。

現在は、フィリピン・中国・ベトナム等からの「技能実習生受入事業」と、開発途上国への「企業進出支援」を柱に、教材販売や特定技能外国人への支援事業を展開しています。特に人材育成においては、実習生の人格を尊重し、日本の習慣を深く理解できるよう寄り添うことで、共に歩める社会の実現を目指しています。

技能実習生の監理団体業務においては、受入れ人数も順調に拡大していく見込みですが、新たにインドネシアからの技能実習生受入れに取り組むと同時に、収益事業においては、特定技能外国人支援事業を中心に展開する予定です。

【2026年度の重点施策】

2024年の公益認定法等の改正及び新しい会計基準の制定を受け、2025年4月1日以降に開始した事業年度から、新しい公益法人会計基準が施工・適用されることになりました。「ガバナンス(体制)」、「財務(ルール)」、「会計(実務)」の3領域において、整備・対応を行います。

また、2026年度は、外国人技能実習制度に代わる「育成就労制度」への移行に伴う監理支援機関の許可申請及びこれに係る手続き、および特定技能外国人の受入体制の強化を適切に進めます。

I 公益目的事業

1. 技能実習生受入事業

(1) 事業の背景と目的

外国人技能実習制度は、日本の労働市場において重要な役割を担っています。厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出によれば、2024年10月時点の外国人労働者数は約230万人であり、そのうち技能実習生は約47万人と全体の約20%を占めています。本制度の主たる目的は「人づくり」による国際貢献であり、本事業は「人」が中核に据えられた活動です。技能実習生と実習実施者（以下「受入れ企業」という）の双方が、互いの期待に応えられ、良好な関係を構築できるよう、当財団は監理団体としての行うべき入国後講習・訪問指導・監査を適正に実施することはもちろん、双方を繋ぐコーディネーターとしての役割を全うし、事業に邁進して参ります。2026年度においては、これら事業理念の実現に向け、以下の施策を展開します。

(2) 送出機関への適時・適切な情報提供

本事業の円滑な運営には、海外に拠点を置く送出機関との緊密な連携が不可欠です。技能実習候補者や技能実習生が、日本の社会保険制度、税制、受入れ企業の就業条件等を事前に正しく理解できるよう、以下の取り組みを行います。

- ・**情報の透明化:** 面接時までに条件や作業内容を詳細に提示し、可能な限り、受入れ企業の職場環境を写真や動画で提供することで、ミスマッチを防止します。

- ・**選抜プロセスの関与:** 当財団役職員が現地での選抜試験や面接に立ち会うほか、オンライン面接を併用し、適正な候補者の選定に努めます。

(3) 技能実習生に対する教育・講習の実施

実習生が制度の趣旨に沿って技能を修得するため、入国前から配属後に至るまで段階的な教育支援を行います。

① **入国前講習(海外)**: 日本での適応力を高めるため、送出機関と連携し、日本語学習や生活知識を中心とした講習を実施します。

② **入国後講習**: 来日直後の約1か月間、委託先の講習センターにて、日本語、日本での生活一般、技能修得に資する知識、法的保護(労働法規等)に関する情報提供を外部専門家を交えて実施します。

③ **配属後の継続的な日本語指導**: 「特定技能2号」への移行希望や現場でのコミュニケーション改善のニーズに応え、企業配属後も日本語での実習日記の作成・添削支援を通じ、訪問指導の機会を活用した日本語教育支援を行います。これは実習成果の向上と、将来的なキャリア形成の双方に寄与するものです。

(4) 相談・支援体制の充実

実習生が抱える悩みや不安を早期に解消するため、以下の体制を維持・強化します。

① **24時間多言語対応**: SNS(WeChat、Messenger等)を活用し、実習生の母国語で24時間相談を受け付ける体制を整えます。

② **苦情処理と環境改善**: 相談内容に対して迅速な実態把握を行い、受入れ企業への指導を通じて生活・実習環境の改善を図ります。

③ **次ステップへの支援**: 技能実習3号や特定技能(1号・2号)への移行希望者に対し、必要な試験対策や手続き支援を行います。

(5) 訪問指導及び監査の実施

法令に基づき、技能実習1号期間中の毎月訪問指導、および3か月に1回の定期監査(必要に応じ臨時監査)を適正に実施し、外国人技能実習機構へ報告します。

確認事項: ①実習状況の实地確認、②責任者からの聴取、③実習生との面談(4分の1以上)、④帳簿書類の閲覧、⑤宿泊施設の確認を確実に遂行します。

2. 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

わが国企業の海外事業展開を支援するため、以下の調査・支援活動を行います。

調査研究: 実習生の主要派遣国(中国およびアジア諸国)を対象に、政治・経済情勢、投資・労働環境、海外進出の課題と展望について最新情報を収集・分析します。

情報提供と相談対応: 調査結果を会員・非会員問わず提供し、海外進出を検討する企業

の相談に積極的に対応します。

視察派遣: 現地の情勢を慎重に勘案した上で、進出希望企業を対象とした現地視察を実施し、円滑な海外展開を支援します。

II 収益事業

1. 教本の販売

技能実習を終了し帰国した元実習生をはじめその関係企業、関係者、或いは一般の方を対象として教材を販売する事業です。帰国後、職場のリーダーを目指して活躍中の者や自ら起業する者のために必要な知識を身につけさせることを狙いとする所謂スーパーバイザー養成の通信教育教材である「チームリーダー育成通信講座」を開発途上国で編集、発行します。

教材は、比較的やさしい日本語で作られているので、日本語の学習にも役立つものとなっており、やる気と集中力を上げる便利で画期的なチームリーダー育成に役立つ通信教育用教材であり、中国を中心としてアジア諸国(日本を除く)で展開をする予定です。

2. 在留資格特定技能1号に係る支援事業

2019年度に特定技能の「登録支援機関」と届出を行ったものの、収益事業として確実な成果を得ることが出来ていない。2026年度においては、公益目的事業の力となるよう、支援対象特定技能外国人が30名になるよう、営業KPIを設定して、事業活動を拡大していきたい。

対象となる外国人を受け入れる企業からの委託を受け、母国語による生活ガイダンスその他必要な支援計画の作成や日常生活又は社会生活上の支援を行う体制の整備を図り、適正かつ円滑な在留に資するため実施するもので「特定技能1号」で在留する外国人にかかる支援業務を行う予定です。